

## 第2章 下水道事業の概要

### 1 久御山町の概要

#### (1) 位置

久御山町は、京都市の都心から南へ約 15km に位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接しています。町域を国道 1 号、国道 24 号、京滋バイパスなどの幹線道路が通り、東西に約 3.5 km、南北に約 4.3 km、面積は 13.86 km<sup>2</sup> (24 位/府内 26 市町村) のコンパクトな町です。

総人口	15,720 人
男性	7,810 人
女性	7,910 人
世帯数	7,194 世帯
人口密度	1,134.2 人/km <sup>2</sup>

(令和 3 年 4 月 1 日現在 (住民基本台帳))



図 2.1 久御山町の位置図

#### (2) 町の沿革

昭和 29 年 10 月 1 日に久世郡の御牧村と佐山村の 2 村合併により久御山町が誕生しました。町名は、久世、御牧、佐山の各 1 文字を合わせたものです。

合併当時の人口は約 6,500 人、純農村地域でしたが、昭和 41 年に国道 1 号(枚方バイパス)が町の中央部に開通してから町の様相が変わり始め、人口や工場、事業所が増加するとともに、公共施設など都市基盤整備が進みました。

平成 15 年には京滋バイパスと第二京阪道路が開通し、久御山ジャンクションを中心に近畿圏における交通結節点として利便性の高い地域となりました。

現在では、道路交通の要衝として、工業地域が形成され、工場や商店など、約 1,600 の事業所が存在し、町の中央部には大型商業施設が立地しています。

令和元年 10 月に町制施行 65 周年を迎え、住宅と産業のバランスのとれた活力あふれるまちとして、今なお発展し続けています。



写真 2.1 久御山ジャンクション

## 2 久御山町下水道事業の沿革

本町の下水道事業は、昭和 57 年度に木津川流域関連公共下水道、昭和 59 年度に大橋辺地区の単独公共下水道に着手し、平成元年 11 月 1 日に供用を開始しました。

その後、事業計画区域を拡大しながら計画的・効率的に下水道整備を進めてきた結果、現在の事業計画区域は、市街化区域の全域 423.6 ha と市街化調整区域 184.7 ha を合わせた合計 608.3 ha となり、令和 3 年 3 月末現在の整備面積は 517.55 ha、事業計画区域に対する整備率は約 85%、下水道普及率は 99.9% となっています。

また、経営・資産の状況の「見える化」を推進するために、平成 29 年 4 月 1 日から地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行しました（全部適用）。



表 2.1 下水道事業計画の変遷（木津川流域関連公共下水道（洛南処理区））

事項	認可年月日	事業期間	事業地面積	計画人口
当初	昭和 58 年 3 月 8 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 昭和 64 年 3 月 31 日	205ha (453ha)	7,500 人 (21,400 人)
第1回変更	昭和 62 年 3 月 31 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 昭和 67 年 3 月 31 日	213ha (453ha)	7,814 人 (21,362 人)
第2回変更	平成 4 年 3 月 31 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 10 年 3 月 31 日	323.4ha (470.0ha)	14,157 人 (21,807 人)
第3回変更	平成 7 年 12 月 22 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 10 年 3 月 31 日	323.4ha (470.0ha)	14,157 人 (21,807 人)
※大規模商業施設建設計画に伴う主要な管渠の一部変更				
第4回変更	平成 9 年 10 月 14 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 16 年 3 月 31 日	408.0ha (490.8ha)	15,252 人 (21,748 人)
第5回変更	平成 15 年 3 月 25 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 21 年 3 月 31 日	438.91ha (499.60ha)	15,445 人 (17,205 人)
第6回変更	平成 20 年 7 月 8 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	503.49ha (503.49ha)	17,158 人 (17,158 人)
第7回変更	平成 26 年 3 月 24 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	510.65ha (553.65ha)	15,200 人 (17,600 人)
第8回変更	平成 28 年 7 月 22 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	512.93ha (574.93ha)	15,266 人 (18,151 人)
第9回変更	令和 2 年 3 月 27 日	昭和 58 年 3 月 8 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	597.33ha (597.33ha)	15,440 人 (15,344 人)

※事業地面積、計画人口は、上段は「事業計画」、下段は「全体計画」を表しています。

表 2.2 下水道事業計画の変遷（単独公共下水道（伏見処理区））

事項	認可年月日	事業期間	事業地面積	計画人口
当初	昭和 59 年 4 月 17 日	昭和 59 年 4 月 17 日～ 平成元年 3 月 31 日	11ha (11ha)	1,210 人 (1,210 人)
第1回変更	平成元年 3 月 17 日	昭和 59 年 4 月 17 日～ 平成 4 年 3 月 31 日	11ha (11ha)	1,210 人 (1,210 人)
第2回変更	平成 4 年 3 月 31 日	昭和 59 年 4 月 17 日～ 平成 6 年 3 月 31 日	11ha (11ha)	1,100 人 (1,100 人)
第3回変更	平成 29 年 12 月 26 日	昭和 59 年 4 月 17 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	11ha (11ha)	570 人 (580 人)

※事業地面積、計画人口は、上段は「事業計画」、下段は「全体計画」を表しています。

### 3 下水道の役割

#### (1) 公衆衛生の向上

生活や生産活動に伴って発生する汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蠅などの害虫や悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させることとなります。

下水道を整備し、汚水を速やかに排除することにより、公衆衛生の向上が図られます。

#### (2) 生活環境の改善

下水道が整備されるとトイレの水洗化が可能となり、家の中の悪臭が抑制されるなど、衛生的で快適な生活が送れます。

#### (3) 公共用水域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用水域の水質保全が図られます。

#### (4) 浸水防除

下水道は、降った雨を集めて河川や海へ排除する役割を担っています。

浸水被害の防除は、住民の生命と財産を守るのと同時に、交通等の都市機能確保の観点からも、必要不可欠です。



写真 2.2 巨椋池排水幹線



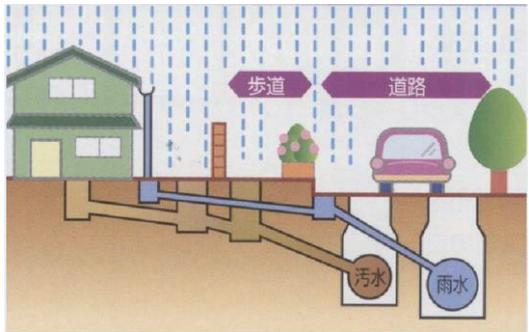
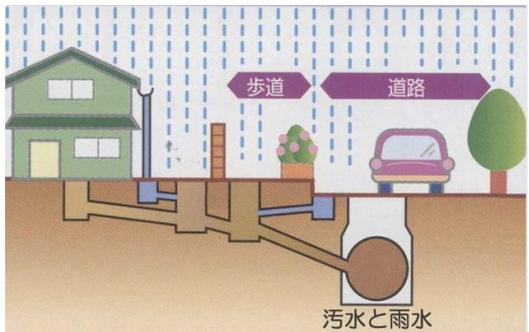
#### 4 下水道のしくみ

##### (1) 下水の排除方式

下水を排除する方式には、汚水と雨水を別々の下水道管で排除する「分流式」と汚水と雨水を同一の下水道管で排除する「合流式」があります。

本町の下水道は全域で分流式を採用しており、下水道事業では、汚水処理を所管しています。

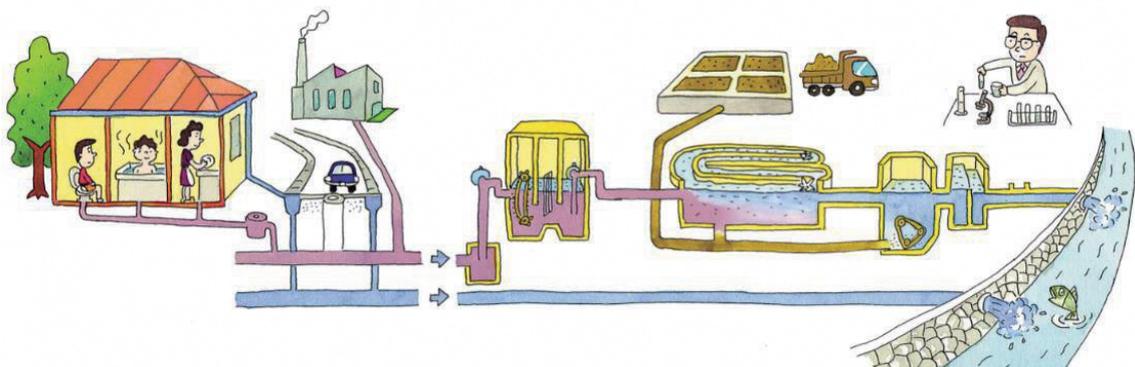
表 2.3 下水の排除方式

分流式下水道	合流式下水道
	
<p>汚水と雨水を別々の下水道管で排除する方式です。 分流式下水道では汚水は下水処理場で処理されるため、汚水が河川に放流されません。</p>	<p>汚水と雨水を同一の下水道管で排除する方式です。 合流式下水道では分流式下水道に比べ、下水道管渠の布設が容易な反面、雨天時に汚水混じりの雨水が河川に放流される問題があります。</p>

(イラスト出典：国土交通省「下水道施設の構成と下水の排除方式」より)

##### (2) 汚水処理の方法

家庭や工場などから出た汚水は、下水道管を通して、下水道の終末処理場(下水処理場)へと流れ、きれいな水に処理されます。



(イラスト出典：公益社団法人日本下水道協会「イラスト素材」より)

図 2.2 汚水処理のフロー

## 5 下水道施設の概要

### (1) 下水道管渠

下水道管渠は、下水道管と人孔（マンホール）からなり、下水道管の種類は硬質塩化ビニル管や鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、ダクタイル鋳鉄管などがあります。

本町の整備済みの下水道管渠延長は、令和3年3月末現在で約107kmとなっており、管種では塩ビ管系の占める割合が約77%となっています。

表 2.4 管種・口径別下水道管渠延長

単位：km

管種		口径					計
		～ 150mm	～ 200mm	～ 300mm	～ 400mm	～ 700mm	
塩ビ管系	硬質塩化ビニル管 (VU)	1.6	60.1	8.3	0.9	1.2	72.1
	硬質塩化ビニル管 (VP)	0.1	7.7	2.2	0.0	0.0	10.0
	硬質塩化ビニル管 (VM)	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
コンクリート管系	ヒューム管 (HP)	0.0	3.0	9.9	1.3	0.4	14.6
	レジンコンクリート管 (RP)	0.0	0.0	0.6	1.3	0.0	1.9
プラスチック管系	FRPM 管 (FRPM)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2
	エコセラミック管 (EP)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	プラスチックリブパイプ (PRP)	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
	ポリエチレン管 (PE)	5.7	0.7	0.0	0.0	0.0	6.4
鋼管系	ダクタイル鋳鉄管 (DP)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
陶管系	陶管 (P)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2
ライニング管系	ライニング (ICP)	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.5
計		8.1	72.3	21.5	3.8	1.6	107.3



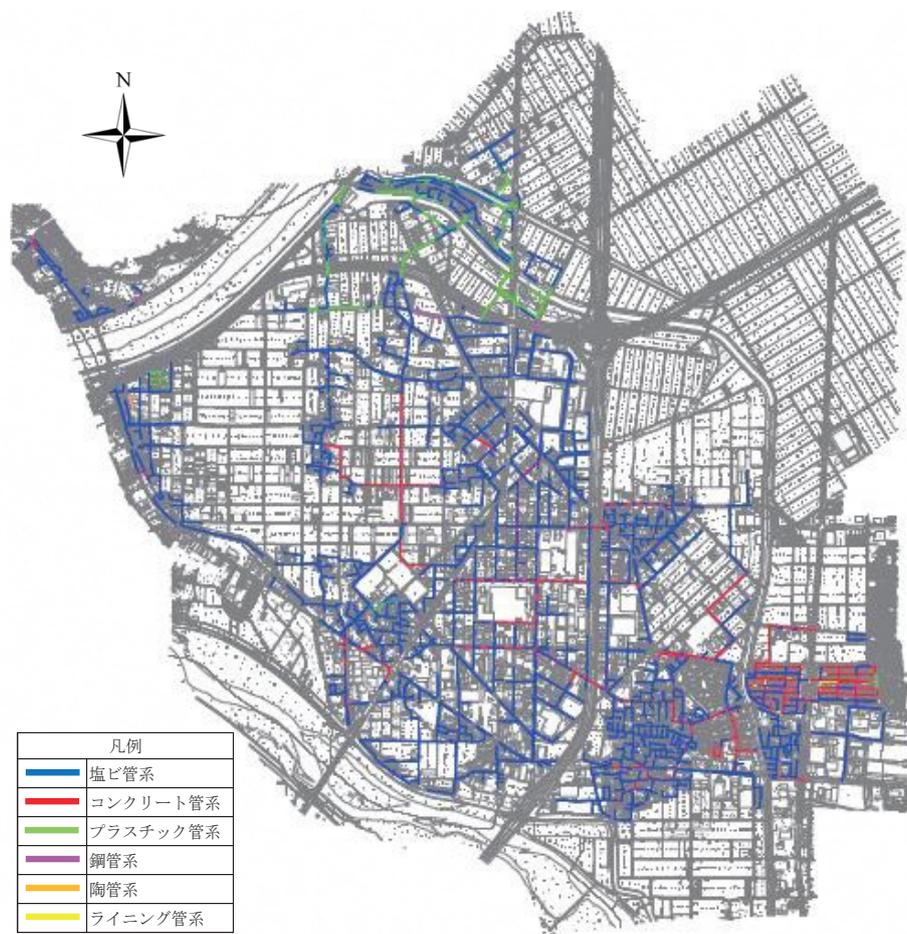


図 2.3 久御山町公共下水道台帳図（令和 3 年 4 月 1 日現在）

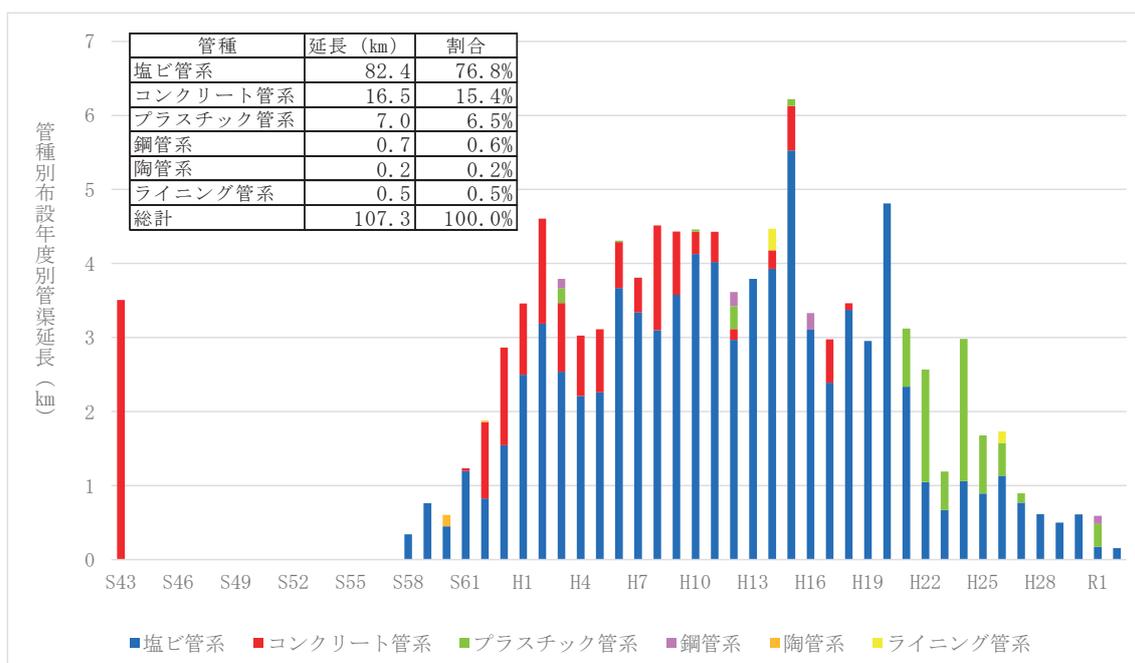


図 2.4 管種別布設年度別管渠延長の状況

## (2) ポンプ施設

本町では、地形等の理由により自然流下方式の採用が困難な7地域に圧力方式の管路システムを導入しています（マンホール形式ポンプ場：4か所、真空ステーション：3か所）。

マンホール形式ポンプ場とは、マンホールの中の水中ポンプで、汚水を送水するシステムです。また、真空ステーションとは、ポンプにより管路の中を真空にし、大気圧との差圧を利用して汚水を収集するシステムです。

表 2.5 マンホール形式ポンプ場一覧

施設名	大橋辺 MP	下津屋 MP	川端 MP	東島 MP
施工年度	平成3年度	平成13年度	平成16年度	令和元年度
設置場所	大橋辺堤外縁	下津屋室ノ城	森川端	東一口東島
製造元	(株)荏原製作所	新明和工業(株)	(株)鶴見製作所	(株)鶴見製作所
型式	80DV65.5	CNWX801	TOP100UZG45.5-63	TOP80UG43.7-64
出力	5.5 kW	7.5 kW	5.5 kW	3.7 kW
設置基数	2基	2基	2基	2基

表 2.6 真空ステーション一覧

施設名	村内真空 ST	新久保真空 ST	中内真空 ST
施工年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
設置場所	相島村内	東一口新久保	森中内
製造元	(株)アンレット	(株)アンレット	(株)アンレット
型式	RSV300	RSV300	FSV400
出力	5.5 kW	5.5 kW	11.0 kW
設置基数	2基	2基	2基



### (3) 下水処理場

#### ① 木津川流域関連公共下水道（洛南処理区）

本町は、京都府の木津川流域下水道に参画しており、洛南処理区（宇治川左岸側地域）の汚水は、淀川の三川合流の八幡市にある洛南浄化センターで汚水処理を行っています。京都府が管理するこの施設は、久御山町を含む6市2町の汚水処理を行っており、処理水は宇治川に放流されます。



（出典：京都府建設交通部水環境対策課）

写真 2.3 洛南浄化センター

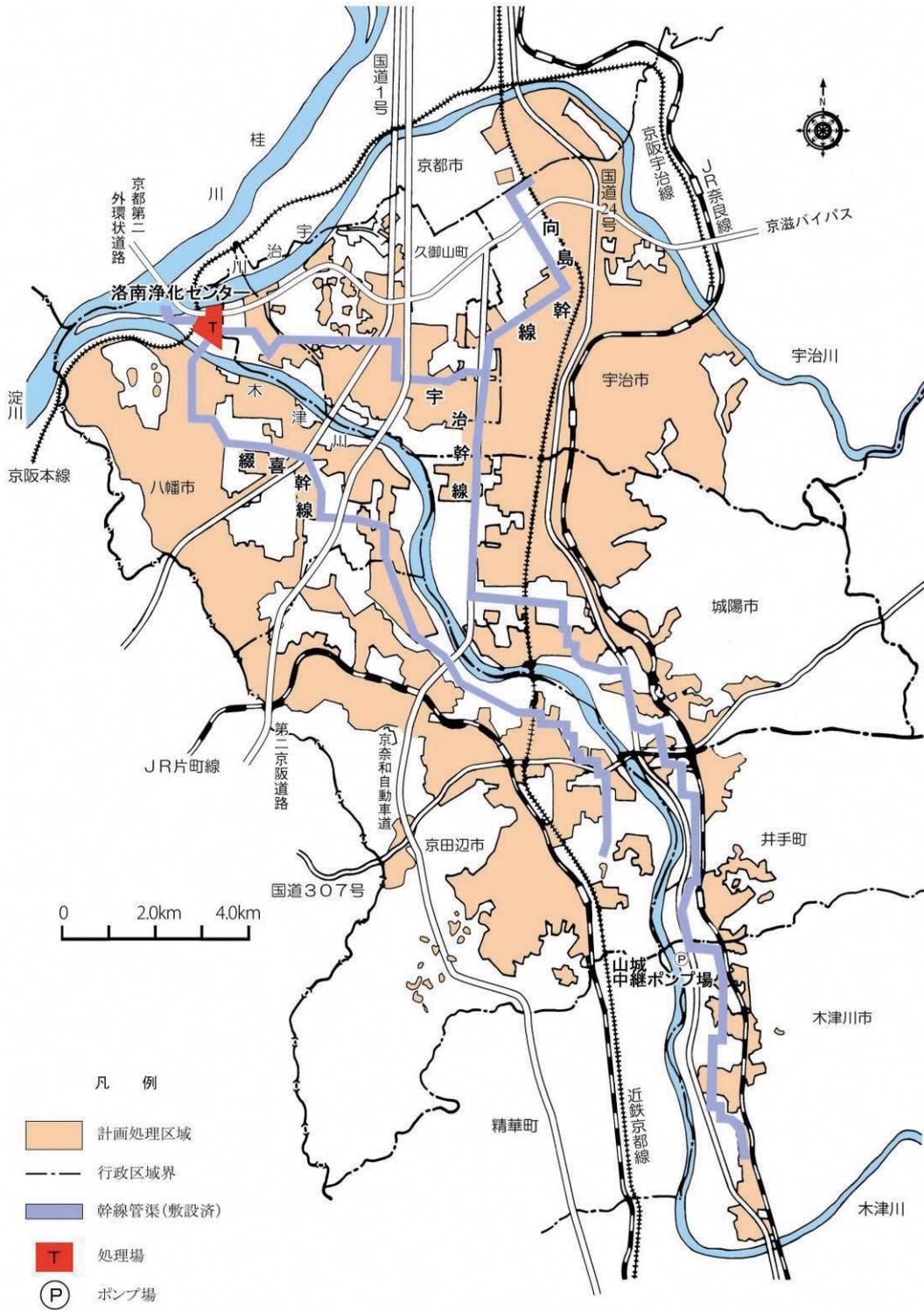
#### ② 単独公共下水道（伏見処理区）

本町の大橋辺地区の汚水は京都市公共下水道へ流入しており、京都市の伏見水環境保全センターで汚水処理され、処理水は宇治川に放流されます。



（出典：京都市上下水道局）

写真 2.4 伏見水環境保全センター



(出典：京都府建設交通部水環境対策課)

図 2.5 木津川流域下水道の概要図



## 6 下水道使用料の概要

本町の下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の「二部使用料制」です。基本使用料は、基本水量までは汚水量にかかわらず一定額を徴収するものです。超過使用料は、汚水量が基本水量を超過した場合に、汚水量に応じた額を加算するものです。本町は汚水量の増加に応じて段階的に単価が高くなる「累進使用料制」を採用しています。

下水道使用料は、公正妥当なもので、かつ、能率的な経営による適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければなりません。また、単に既存の施設による汚水処理のための原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築ができるよう、財政的基盤の強化を図りうるものでなければなりません。

本町では、平成元年度の供用開始以降、現在まで使用料体系は改定せず、以下の料金表を使用しています（消費税の外税方式への改定除く）。

表 2.7 使用料表（1 か月当たり）

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

用 途	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料 (汚水量 1 m <sup>3</sup> につき)	
	汚 水 量	金 額		
一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	858 円	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	91 円
			21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	96 円
			31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	100 円
			51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	105 円
			101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	110 円
			201 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	124 円
			501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	134 円
			1,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	143 円
			5,001 m <sup>3</sup> 以上	153 円
臨 時 用	50 m <sup>3</sup> まで	8,572 円	51 m <sup>3</sup> 以上	172 円

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

